

平成22年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

No.	事業名	事業概要	平成22年度 事業計画	平成22年度 事業実績	所管局
1. あらゆる分野への参画の促進					
(1) 働く場における男女平等参画の促進					
① 均等な雇用機会の確保					
ア. ポジティブ・アクションの推進					
1	男女平等参画状況調査の実施	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女の雇用管理に関する調査」(予定) 対象：都内30人以上の事業所 11業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女の雇用管理に関する調査」 対象：都内30人以上の事業所 11業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	シンポジウムの開催(東京経営者協会の共催) 労働情勢懇談会の開催	シンポジウムの開催(東京経営者協会の共催) 158名参加 労働情勢懇談会の開催 38回	生活文化局 産業労働局
3	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。 女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。 関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。	事業者団体との連絡会の開催 (参照No. 2) ポジティブ・アクション実践プログラム 2,000部 ポジティブ・アクションリーダー養成 年1回 30人 事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計200人 ポジティブ・アクションネットワーク会議 年1回	事業者団体との連絡会の開催 (参照No. 2) ポジティブ・アクション実践プログラム 2,000部 ポジティブ・アクションリーダー養成 年1回 30人 事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計197人 ポジティブ・アクションネットワーク会議 年1回	生活文化局 産業労働局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発					
4	男女雇用平等啓発資料の発行	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 15,000部	産業労働局
5	男女雇用平等セミナーの実施	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主向け「均等法セミナー」(一部参照No.3) 年2回 計200人 労働相談情報センター 12回	事業主向け「均等法セミナー」(一部参照No.3) 年2回 計197人 労働相談情報センター 12回 計960名	産業労働局
ウ. 都庁内における男女平等参画					
6	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施	各局で実施	各局
7	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施	各局で実施	各局

平成22年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

No.	事業名	事業概要	平成22年度 事業計画	平成22年度 事業実績	所管局
② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
ア. 多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
8	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働法をはじめとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスをを行います。	・労働相談情報センター 本所、5事務所 計7人 ・巡回目標件数 2,620件	・労働相談情報センター 本所、5事務所 計7人 ・巡回件数 2,833件	産業労働局
9	労働相談の実施	労働相談 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。 ①電話相談（東京都ろうどう110番） ②来所相談（予約制）	労働相談情報センター 本所、5事務所	労働相談情報センター 本所、5事務所	産業労働局
		パート・派遣・契約社員等電話相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員のほか、弁護士、税理士、社会保険労務士により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	年1回 2日間	年1回 2日間	
10	普及啓発の推進	多様な働き方セミナー パート・派遣・契約社員等の多様な就労形態に関する労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行われるよう、多様な働き方についてのセミナーを実施します。	年24回 定員1,440人	年24回 参加者2,003人	産業労働局
		普及啓発資料の発行 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	「パートタイム労働ガイドブック」 23,000部	「パートタイム労働ガイドブック」 23,000部	
11	しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。	・相談窓口等の設置 ・多様な働き方に関する情報の提供	・相談窓口等の設置 ・多様な働き方に関する情報の提供 相談窓口利用者数5,727人	産業労働局
12	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等（※従来の技術専門校の組織・名称を19年4月から変更）において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	・職業能力開発センター・校、 国立都営の障害者校で実施 15か所 求職者向け：延べ136科目、定員6,995名 在職者向け：定員19,150名	・職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 15か所 求職者向け：延べ136科目、入校者5,329名 在職者向け：入校者15,955名	産業労働局
13	非正規労働者雇用環境整備企業の支援	パートタイム労働者等の雇用環境整備に取り組む中小企業（トライ企業）に対して専門家を無料で派遣し、具体的な助言を行います。また、特に優れた取組を行う企業をモデル企業に指定します。好事例についてはホームページ等で公表し、成果の普及を図ります。	専門家の派遣 トライ企業年間150回 レベルアップ支援年間30回	専門家の派遣 トライ企業年間150回 レベルアップ支援年間30回	産業労働局

平成22年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

No.	事業名	事業概要	平成22年度 事業計画	平成22年度 事業実績	所管局
③起業家・自営業者への支援					
ア. 起業家・自営業者への支援					
14	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資目標額 250億円	融資により創業を支援 ・資金使途：運転資金、設備資金 ・融資限度額：融資対象に応じて1,000万円～2,500万円	産業労働局
15	TOKYO 起業塾の実施	起業のためのセミナーの開催、創業相談や現地指導、交流の場の提供など、総合的な起業家支援を行います。	・相談指導、相談（随時） ・起業家現地指導 50件 ・人材育成講座 6コース 301名 （内女性のみを対象とするもの1コース） ・交流の場の提供 年6回	・相談指導、相談（随時） ・起業家現地支援 50件 ・人材育成講座 6コース 326名 （内女性のみを対象とするもの1コース） ・交流の場の提供 年6回	産業労働局
16	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。	・区部創業支援機能 2か所 76室 ・創業支援センター 2か所 48室 ・先駆的ベンチャー施設 3か所 65室 ・多摩創業支援施設 1か所 6室	・区部創業支援機能 2か所 76室 ・創業支援センター 1か所 25室 ・先駆的ベンチャー施設 3か所 69室 ・多摩創業支援施設 1か所 6室	産業労働局
17	農業改良特別普及指導事業の実施	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回 女性農業者能力向上講座 4地区(各5回)延べ20回 男女共同参画フォーラム 1回	参画促進会議、モニタリング委員会の開催 1回 女性農業者能力向上講座 4地区(各5回)延べ20回 男女共同参画フォーラム 1回	産業労働局
18	しごとセンター事業の推進(多様な働き方に対する支援)	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外にも含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。 (再掲)	(参照No.11)	(参照No.11)	産業労働局
④女性のチャレンジ支援					
ア. 女性のチャレンジ支援					
19	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。 (再掲)	(参照No.3)	(参照No.3)	生活文化局
		女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。 (再掲)	(参照No.3)	(参照No.3)	産業労働局
		関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。 (再掲)	(参照No.3)	(参照No.3)	

平成22年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

	No.	事業名	事業概要	平成22年度 事業計画	平成22年度 事業実績	所管局
	20	女性の再チャレンジ推進プロジェクト	実態調査の実施 女性の再チャレンジ支援にあたっての課題等を把握するため、育児中の女性、企業等への実態調査を行います。 (1) 女性向けマニュアルの作成 再チャレンジしたい女性が自身のキャリア・ライフプランを明確にし、再チャレンジを実現できる力をつけるための具体的方法を示したマニュアルを作成します。 (2) 企業向けマニュアルの作成 先進的な企業の事例などに基づき、企業における積極的取組・環境整備の具体的方法を示したマニュアルを作成します。 再チャレンジの推進 「女性向けマニュアル」「企業向けマニュアル」を活用して、再チャレンジしたい女性を支援するとともに、企業等の取組を促進します。また、区市町村と連携して、育児中の女性にとって身近な地域での取組を促進します。	「女性の再チャレンジ応援マニュアル」の普及啓発、活用促進	「女性の再チャレンジ応援マニュアル」の普及啓発	生活文化局
	21	しごとセンター事業の推進(女性再就職支援事業)	業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発セミナー、職場実習などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施します。 また、子育て期間中であっても、しごとセンターの再就職支援サービスが受けやすくなるよう、しごとセンター内に託児室を整備し、派遣保育士を活用した「託児サービス」を実施します。 さらに民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施します。	・女性再就職支援サポートプログラムの実施 定員300名 ・再就職支援セミナーの実施 年4回 240名 ・利用者向け託児室の運営	・女性再就職支援サポートプログラムの実施 286名 ・再就職支援セミナーの実施 年5回 303名 ・利用者向け託児室の運営	産業労働局
	22	職業訓練の実施(育児離職者や母子家庭の母等に対する職業訓練)	子育て中の母親について、自宅で子育てしながら、再就職に向けた職業能力開発を可能とするため、eラーニング訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。	・eラーニング委託訓練 定員100名 ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員180名 (一部参照No. 12)	・eラーニング委託訓練 入校者53名 ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 入校者138名 (一部参照No. 12)	産業労働局
	23 ☆	保育つき職業訓練の実施(平成22年度新規事業)	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。	訓練定員60名 保育定員20名	訓練 入校30名 保育 入校19名	産業労働局
	24 ☆	医師勤務環境改善事業(再就職支援対策)(平成20年度新規事業)	出産や育児といった女性特有のライフイベントなどにより職場を離れた女性医師等の再就業が促進できるよう、現場復帰を目指す医師の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。	医師勤務環境改善事業 再就業支援 9病院	医師勤務環境改善事業 再就業支援 4病院	福祉保健局